

国空安政第187号
国空制第50号
防防基第10214号
令和6年4月26日

国土交通省航空局長

防衛省防衛政策局長

計器気象状態における有視界飛行方式による自衛隊機の飛行等及び国土交通省令で定める高さ以上の空域における自衛隊機の飛行等に関する覚書

航空法第94条の規定により、航空機は計器気象状態（以下、「IMC」という。）においては、航空交通管制区にあっては計器飛行方式（以下、「IFR」という。）により飛行しなければならないとしてIFR以外の飛行は原則禁止される。また、航空法第94条の2第1項に規定される国土交通省令で定める高さ以上の空域（以下、「FL290以上の空域」という。）においては、IFRによる飛行以外の飛行は原則禁止され、かつ、短縮垂直間隔（以下、「RVSM」という。）が適用される空域においては、RVSM適合機のIFRによる飛行以外の飛行は原則禁止されるが、自衛隊機についてはその任務の特性上、IMCにある航空交通管制区における有視界飛行方式（以下、「VFR」という。）による飛行及びFL290以上の空域におけるVFRによる飛行が必要不可欠であることに鑑み、安全かつ円滑な航空交通と自衛隊の任務の遂行を確保するため、国土交通省と防衛省は以下のとおり確認する。

第1条 国土交通省は、次の各号に掲げる自衛隊機のVFRによる飛行については、航空法第94条ただし書の許可（航空交通管制区におけるただし書の許可）及び同法第94条の2第1項ただし書の許可をあらかじめ包括的に与えることとし、防衛省は、当該飛行を行おうとする場合は速やかに国土交通省に通報することとする。

- (1) 自衛隊法第6章に係る飛行（原則としてIFRでの任務遂行が可能なものを除く。）
- (2) 自衛隊法第7章に係る飛行（原則としてIFRでの任務遂行が可能なものを除く。）
- (3) 自衛隊法第8章に係る飛行（原則としてIFRでの任務遂行が可能なものを除く。）

- (4) 防衛省設置法第4条第18号に基づく飛行のうち、防衛省が任務遂行上VFRによる飛行が必要と判断する飛行
- (5) 航空交通の安全を確保するための運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整に関する覚書(昭和47年3月3日)第5条第1項第2号に掲げる航空機及び演習に参加する自衛隊機のうち、防衛省が演習を行う上でVFRによる飛行が必要と判断する飛行

第2条 国土交通省は、前条に規定する飛行以外の飛行のうち、代替飛行場への帰投訓練、ミニマムフューエル帰投訓練並びに訓練／試験空域及び制限空域(それぞれ臨時に設定されるものを含む。以下、「訓練／試験空域等」という。)への進出及び帰投、その他防衛省がVFRでの飛行が必要と判断するものについては、防衛省と調整の上、航空法第94条ただし書の許可(航空交通管制区におけるただし書の許可)及び同法第94条の2第1項ただし書の許可に関し、便宜を図るものとする。

第3条 国土交通省は、訓練／試験空域等及び超音速飛行空域における自衛隊機のVFRによる飛行については、自衛隊の教育訓練等が支障なく行われるよう、航空法第94条ただし書の許可(航空交通管制区におけるただし書の許可)及び同法第94条の2第1項ただし書の許可を予め包括的に与えるものとする。

第4条 防衛省は、第1条、第2条及び第3条により航空法第94条ただし書の許可(航空交通管制区におけるただし書の許可)及び同法第94条の2第1項ただし書の許可を受けるとに当たり、IMCにおけるVFRによる飛行を行う場合は、以下の安全対策を確実に実施するものとし、安全対策を実施できない場合には、IMCにおいてVFRによる飛行を行わないものとする。

- (1) 常時、緊急周波数を聴取すること
- (2) 機長がIMCにおけるVFRによる飛行に関し、防衛省において定める資格を取得していること
- (3) 次のいずれかの条件下で運用すること
 - ア 戦術データリンク^註により、自ら他の航空機の情報を得ることができる状態であり、かつ、接触防止のための間隔を設定できること
 - 注：戦術データリンクとは、地上、機上、人工衛星等により得られた全ての航空機の情報(位置、高度等)を表示させることが可能な機上装置をいう。
 - イ 航空警戒管制部隊のレーダーによる捕捉及び兵器管制官との通信設定を維持し、誘導を受けられること
 - ウ 早期警戒管制機又は早期警戒機若しくはこれらと同等の自衛隊が保有するレーダーによる捕捉及び兵器管制官との通信設定を維持し、誘導を受けられること

第5条 防衛省が第4条に基づく安全対策を実施する条件で第1条、第2条及び第3条により航空法第94条及び同法第94条の2ただし書の許可を受けた場合、航空法施行規則第

198条の4ただし書による「当該許可に際しこれらの基準と異なる条件が付されたとき」、同規則第198条の8ただし書による「附近にある他のすべての航空機の位置を把握することができる装置を用いることその他の方法により当該航空機との間に安全な間隔を確保することが可能であると国土交通大臣が認める場合」及び同規則第202条の3による「附近にある他のすべての航空機の位置を把握することができる装置を用いることその他の方法により当該航空機との間に安全な間隔を確保することが可能であると国土交通大臣が認める飛行」に該当するものとする。

第6条 第1条及び第2条に基づきVFRによる飛行の許可を受けた自衛隊機と他の航空機との安全確保については、両省間で協議の上、要撃機等に対する管制及び誘導に関する中央協定第8条に定めるものと同様の方式を定め、防衛省が当該方式の基準に基づき安全間隔を確保することを基準とし、その他の安全対策についてさらに両省間で協議し、実施するものとする。

第7条 防衛省は、FL290以上の空域における自衛隊のRVSM非適合機の飛行を任務遂行上必要な場合に行うものとするとともに、当該空域の特性を理解し、当該空域における飛行については任務遂行上支障のない限り、IFRによる飛行を行うものとする。国土交通省は、自衛隊の任務の重要性を理解し、自衛隊のRVSM非適合機の飛行に際し、便宜を図るものとする。

第8条 国土交通省は、FL290以上の空域において、自衛隊のRVSM非適合機がIFRによる飛行を行う場合については、当該飛行の承認に関し便宜を図るものとする。

第9条 航空交通管制区の外側において自衛隊機が飛行する場合においても本覚書各条の規定を準用するものとする。

第10条 本覚書の実施のために必要な細部事項については、別途協定するものとする。

附則

- 1 本覚書は、令和6年4月30日から適用する。
- 2 本覚書の発効により、「国土交通省令で定める高さ以上の空域における自衛隊機の飛行等に関する覚書」（国空制第379号 運訓第7393号 平成17年9月26日）は廃止する。